



95年のサリン事件以降、アメリカでは（反テロ法があるが）「官民が一緒にになってサリンが撒かれたらどうするか」の検討が実際に行われた。フランスでも、カルト集団（オウム真理教のような破壊的な活動団体）に対して、何らかの新しい法律を作る必要があるのではないかと、95になつて議会で議論が重なった。この対しては解散させることができ、「セクト法」が制定された。

95年芳生氏講演会
「アレフならば安全か？」より抜粋

95年のサリン事件以降、アメリカでは（反テロ法があるが）「官民が一緒にになってサリンが撒かれたらどうするか」の検討が実際に行われた。フランスでも、カルト集団（オウム真理教のような破壊的な活動団体）に対して、何らかの新しい法律を作る必要があるのではないかと、95になつて議会で議論が重なつた。今年になつて犯罪行為が重なつた。この対しては解散させることができ、「セクト法」が制定された。

二十一世紀の一年目にアメリカで同時多発テロが起き、「これから先どうなるのだろう」と全世界の人が不安に思つた。日本でも子どものレベルで影響が生じている。例えば、幼稚園でピンラデインごっこが流行つていて、何だらうかくれんぼであつたりする。3歳の子が大切にしている人形の額にバンドエイドを貼つている。

二十一世紀の一年目にアメリカで同時多発テロが起き、「これから先どうなるのだろう」と全世界の人が不安に思つた。日本でも子どものレベルで影響が生じている。例えば、幼稚園でピンラデインごっこが流行つていて、何だらうかくれんぼであつたりする。3歳の子が大切にしている人形の額にバンドエイドを貼つている。

9月11日の同時多発テロの数日前に、アメリカの議会では「炭そ菌がばら撒かれたら何人死ぬのだろう？」という議論がなされていました。これまで世界中では「国家対国家の争いの中で生物兵器などは使われる」と思われていたが、95年の地下鉄サリン事件をきっかけにして國家対非国家、つまりオウム真理教のような組織がサリンを撒くことがありうるのだ、ということから研究が進んだ。

カルトと教祖

カルトというのは破壊的集団、熱狂集団と言いますが、一般理論からいつても教祖が総てなのです。これまでの事件も麻原彰晃が直接的に命じたから、信者たちは（迷いがあつても）凶悪事件を起こした。拘置所暮らしが続いている麻原彰晃は、今は信者たちに直接的な指示を与えることはできない状況にある。

麻原彰晃が一般社会に戻つて直接的指示を出さない限りは凶悪事件を起



鳥山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会

有田芳生氏講演会

「アレフならば安全か？」より抜粋

九五年の地下鉄サリン事件が世界的な画期点

「どうしたの？」と訊いてみると「お熱がでたの。炭そ菌なの。」と答える。それだけ不安が蔓延している。二十一世紀はじめの残念な状況は生じてしまっている。

9月11日の同時多発テロの数日前に、アメリカの議会では「炭そ菌がばら撒かれたら何人死ぬのだろう？」という議論がなされていました。これまで世界中では「国家対国家の争いの中で生物兵器などは使われる」と思われていたが、95年の地下鉄サリン事件をきっかけにして国家対非国家、つまりオウム真理教のような組織がサリンを撒くことがありうるのだ、ということから研究が進んだ。

信者への対応は・・

信者たちへの対応ということを考えると、林郁夫の『オウムと私』という本の最後の方に（彼は地下鉄サリン事件ではなくて自転車泥棒で逮捕され、監禁事件で逮捕されるので）捕され、監禁事件で逮捕されるので、自分がサリンを撒いたということはじつと黙っていた。その彼が語るようになつたのは何故かを正直に書いている。取り調べの中で、いろいろいろな嫌な思いをした。しか

し、取調べ官が人間として対応する中で、この人たちには本当のこと話をなくてはならないと思った、と書いている。違つた世界にいるけれども人間的対応に対して振り返った彼の心の動きなのである。

日本社会の問題として

いわゆるマインドコントロールなんです。マインドコントロールとはれば「また違つた人生があるに違いない」と思う人が出てくる可能性もあると思います。おそらく政治状況のもとでは難しいと思います。しかし、オウム二法のもとで観察処分が続く限り、やはり信者も人間ですから、こういう事が続いている。されば「また違つた人生があるに違いない」と思う人が出てくる可能性もあると思います。

今年の『警察白書』でも、「96年を境にした少年非行の第4の多発期」としている。中身の変化・量的变化は95年地下鉄サリン事件がきっかけなんです。95年のオウム報道をきっかけとして「日本社会の質そのものが変わってしまった」ということについて、オウムの組織そのものの責任を歴史の中で、日本社会の質を変えたと言う意味で、もつともつと検討を加えなければならぬことがあります。

起訴することはできないし、それだけのいうものが十分に検討なされなかつた。ようやくオウム二法ができるが、未だ、あれだけの事件を起こした集団が皆さん周りで生活し活動している事実・遅れた現状が日本の社会ではあるということを忘れてはいけないし、改善していかなければならぬと思う。

冒頭に子どもの話したのは、地下鉄サリン事件の直接の被害者以外にも、多くの国民、特に若い人に深い目に見えない心の傷を残している。下鉄サリン事件をきっかけにして日本の犯罪の質は大きく変わつたと評価している。

次号の発行は、平成14年2月11日の予定です。

人間としての権利を守るためにも教団の解散を

オウム真理教アレフの今後について、組織として解体させなければならぬと思つています。個人としては、お伝えしたような信者の集まりである以上、その人たちの人生を考えても、いろんな対応がそれぞれの場から考えていかねばならないと思う。

住民の問題が相々あるのだと思います。この日本社会で「オウム真理教は解体させるしかないと」と思つていますが、私は70トンものサリンを撒いて日本人全体を殺害しようとした集団なんか、この日本にあってはいけないのです。

しかし、信者たちはそこに呪縛されているそれぞれの理由があるので、その人たちの人権は守らなければならぬと私は思います。人間としての人権はある。しかし、アレフのメンバーであつてはならないのであります。この矛盾を解くには組織を解体させるしかありません。

これまでオウム二法なんかできなかと言わされていました。なぜできたかと言うと長野県北御牧村の人たちの活動をきっかけにして、全国各地で反対運動が盛り上がり、地方議員の人たちも住民の利益を守る必要が出てきて、地方議員から国會議員が動き、政府が動き、法律ができた。北御牧村の人たちと話していくとみんな法律ができるなんて思つてもいなかつたと言います。

地道な努力です。日本社会でこれからどういうことがなしえていくのか、オウム真理教アレフ解体のためには何ができるのか、そういうことを皆さんとともに考え、行動し、実践していきたいと思つています。

日々の努力は大変だと思います。長い目で見ればオウム真理教解体の道しかない、そう簡単には上手くいかないと思われても、五十年・百年という単位で考えればアレフなんて

です。

皆さんは、全国各地の中でも、やむを得ず突出した形で戦わざるを得ない状況ですが、百年後の人から見れば、「二〇〇〇年二〇〇一年と鳥山

の人たちがあの大事件を起こした集団と戦っていたのだ」と歴史として刻まれている。一日二日という単位でみるとなかなか希望が持てないときがあるかもしれないが、これまで

のオウム真理教との戦いの歴史を冒頭に記す。しかし、そこまでの歴史を記すよりも、ここまでの追い詰めることがで
きたのですから、百年後の歴史の中

立場や考え方、仕事や住んでいる場所が違つても、全国各地で皆さんを応援している人たちが圧倒的に多いということを信じながら、オウム真理教を解体させるために私も努力しようと思っています。共に頑張るばいけないと思います。

※この原稿は10月15日に行われた第4回学習会での有田芳生氏の講演内容より抜粋したもので、全文をご希望の方は、住民協議会へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
世田谷区南烏山 6-122-14
烏山総合支所内
電話 03-3332616134

日弁連（日本弁護士連合会） オウム施設を視察

オウム真理教が世田谷区の住民票不受理について、日本弁護士連合会（日弁連）の人権擁護委員会に改善を訴えていた問題で、日弁連は、現状の状況を知る必要があると判断し、12月15日オウム施設の視察とGSマンションに住む住民から被害の状況を聞いた。

オウム施設視察の状況

GSハイム鳥山管理組合メンバーの立会いにより、マンション中庭等の共用施設部分の教団側の利用状況等を観察。その後教団施設（GSマンション1階の道場部分と2階の居住状況およびサンサンマンションの居住状況）を教団側と観察し、荒木広報部長をはじめとする教団幹部4名と話し合いを行つた。

GSマンション住民および周辺住民との話し合いの内容

日弁連側から具体的な不安要素やこれまでの経過についての質問があり、住民側から次のような問題が提示され
た。

立場や考え方 仕事や住んでいる
場所が違つても、全国各地で皆さん
を応援している人たちが圧倒的に多
いということを信じながら、オウトム
真理教を解体させるために私も努力
しようと思っています。共に頑張る
ではありませんか。

※この原稿は10月15日に行われた第4回学習会での有田芳生氏の講演内容より抜粋したもので、全文をご希望の方は、住民協議会へお問い合わせ下さい。お問い合わせ先
世田谷区南烏山 6-14
烏山総合支所内
電話 03-3326-1202

最近の教団をめぐる主な動き

- 12月5日 ロシア極東ウラジオストクの裁判所で松本被告を奪還するため日本でテロを計画したとされるロシア人の元信徒の初公判が開かれる。

水戸市に転入届を不受理とされた信徒2人が水戸地裁に提訴。

12月12日 名古屋市中区による信徒の転入届不受理を名古屋地裁が取り消す判決。

12月14日 東京世田谷区による信徒7人の住民票削除を東京地裁が取り消す判決。

12月17日 東京都足立区による信徒の転入届不受理と、世田谷区による信徒6人の住民票削除を東京地裁が取り消す判決。

12月25日 サリン研究を続けているような記事で名誉を傷つけられたとして、教団が産経新聞に謝罪広告掲載などを求めた訴訟で、産経側が70万円を支払うことで和解成立。

12月27日 東京都杉並区による信徒3人の転入届不受理を東京地裁が取り消す判決。

上祐史浩幹部が記者会見し来年1月に教団代表に就任、信徒の最高位である「正大師」に復帰する見

(2001年12月22日起用新聞報刊上版)

住民協議會活動報告

- 12月8日(土) 企画部会

 - 日本弁護士連合会との話し合いについて
 - 今後の活動について

12月10日(月) 広報部会

 - 「住民協議会ニュース」11号校正と12号打合せ

12月15日(土)

 - 日本弁護士連合会との話合い AM10:00～12:30
(報告参照)
 - 実行委員会 PM1:30～4:00
・住民票不受理裁判の結果について